

弁護団声明

株式会社安愚楽牧場に対する破産法上の保全管理命令について

2011年11月8日

全国安愚楽牧場被害対策弁護団

団長 弁護士 紀 藤 正 樹

本日、東京地方裁判所は、株式会社安愚楽牧場に対し、民事再生手続を廃止する決定をし、その上で、同社に対し、破産法上の保全管理命令を出し、これまで民事再生手続における管財人であった渡邊顕弁護士（第一東京弁護士会）を保全管理人に選任しました。これにより、安愚楽牧場の破たん処理は、民事再生手続ではなく、破産手続によることが確実になりました。

当弁護団は、安愚楽牧場が民事再生手続を申し立てた当初より、安愚楽牧場のビジネスモデル自体の問題性、違法性、現経営陣による資産管理・経営状況の不透明さ、破綻に至る経緯についての問題性などを指摘しており、管理命令の申立てをしていました。これを受けて平成23年11月4日、東京地方裁判所は管理命令を下しましたが、その僅か4日後には、民事再生手続の廃止に至ったこと自体、弁護団の懸念に対し裁判所が理解を示したものと考えております。また、本来破産処理すべき事案について、旧経営陣が自身の保身等のためにDIP型（従来の経営者自身が経営を継続しながら手続を進めることができる）を原則とする民事再生手続を濫用するモラルハザードへの抑止という観点からも評価できる決定です。

戦後最大の消費者被害事件である安愚楽牧場の破綻処理は、大きな転換期を迎えたとはいえ、これにより被害を被った被害者にとっては、民事再生手続を廃止する決定及び保全管理命令は、本格的な被害回復のための出発点にすぎません。

当弁護団は、裁判所及び保全管理人に対して、最大限に協力を行い、安愚楽牧場から散逸している財産を早期に回収するだけでなく、関連会社や役員の実態も視野に入れ、被害者に対するできるかぎりの多くの被害回復及び情報の公開がなされるよう、今後も努力していく所存です。

なお、全国安愚楽牧場被害対策弁護団のホットラインは、
03-3261-3026（平日11～16時）
です。